

令和6年第3回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和6年6月11日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年6月12日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	11 番 北 守	12 番 坪井 信義
13 番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	総務防災課長補佐 西岡 厚
生活環境室長 山口 成人	地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	山口 欣也 P2－P9	(1) 鳥獣害対策について
2	北 守 P9－P24	(1) 空き家対策について
3	井上 容子 P24－P37	(1) 農業委員の任命にかかる首長の配慮について (2) 教育委員会の保健師の配置について (3) 教育長の教育行政への思いについて
4	南 雅彦 P37－P49	(1) 自治会活動への支援について (2) 上水道管の耐震化について (3) ICカードの推進について (4) 玉城町キャラクターグッズ販売について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和6年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

11番 北 守 議員 12番 坪井 信義 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔3番 山口 欣也 議員登壇〕

《3番 山口 欣也 議員》

○議長（小林 豊） 初めに、3番 山口欣也議員の質問を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 3番 山口。

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は鳥獣害対策についての事項でございますが、農作物被害に対し、特化して質問をさせていただきたいと思っております。

では、お伺いをさせていただきたいと思っております。

過去、多くの先輩議員からも獣害について一般質問されておられますが、また、地域からの要望にも町行政としての対策、対応をされておりますことについては、感謝いたします。

また、高速道路沿いの防護柵や農業者からの要望により電柵補助などの対応もされているなど、それでも被害は止まらず、現在でも多くの被害が出ている現状でもございます。

町行政として今後の考え方、対策について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小林 豊） 山口欣也議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 山口議員からのまずは鳥獣害対策についてのご質問でございます。

ご承知のように、野生鳥獣によりますところの農業者等への被害が年々増えてきておるといふ現状でございます。最近では熊が出没をしてくておるといふ、そういう報道もたくさんあるわけでありまして、特に被害が市街地まで拡大しておると、こういう現状でございます。町の被害額は令和5年度で約700万と、こういうことでございます。

特にイノシシやカラス、最近では鹿による被害が増えてきておるといふことでございまして、ご承知のように、場所は山間部に近い田畑で多く発生をしておるといふ現状でございます。当然のことながら、農家の皆さん方の生産意欲、気持ちが萎えてしまつて低下しておると、こういうことであるわけでございます。

特に全国の中でも三重県農林水産部が早くからこの鳥獣害対策に取り組んでおるといふ状況がございまして、県下、山口議員もご承知だと思いますけれども、先進的な取組の事例も伺っておりますので、そういったところの取組を参考にしながら、町としても対策を講じていくことと、現在、いろんな猟友会をはじめ活動していただいております自治区の皆さん方、この取組も支援をさせていただきたいと、こんなふうにおつておるところでございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

私のほうからは、対策についてお答えさせていただきます。

山口議員も先ほど質問の中で少しありましたが、ちょっとかぶるところもありますけれども聞いていただきたいと思つています。

玉城町では有害鳥獣被害の対策、大きく2つに分けて実施しています。

1つは、有害鳥獣の駆除、捕獲です。

駆除、捕獲の実施主体となる猟友会さんには、有害鳥獣駆除業務、これを委託料として、令和3年度以降、70万であったものを100万円に増額を図りながら助成し、捕獲、駆除の強化を図っています。

また、猟友会の会員さんが高齢化、あと減少されているということも把握を聞いていますので、ここを強化するために、町では狩猟の免許、これを取得する方に対して補助金を出しております。その効果もあつてか、猟友会の会員さんが令和2年度末で30人であったものが、今35名まで増えている内容になっております。

2つ目です。これは防除です。

町では令和2年度から、町単で鳥獣害防除設備設置事業補助金制度を新設しまして、防除に努めています。農業者さんが農地に電気柵等を設置する経費の2分の1、限度額

は3万円ですけれども、補助を行っています。このことで、今までに約23ヘクタールの農地を防除できています。

また、地域ぐるみで鳥獣を寄せつけないという取組もしていきまして、これは国の事業になるんですが、鳥獣被害防止総合対策交付事業等を申請しています。こちらも防除用の材料代を100%交付させていただいて、地域の方々に設置をしていただいています。令和3年度、令和4年度、直近でさせてもらったものを言いますと、総延長約12キロの侵入防止柵を設置させていただいています。

今後も地域の状況を踏まえた効果的な対策を実施するために、国や県、町、猟友会、農業関係者さんと一緒に連携して、地域全体で有害鳥獣の対策を取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ご回答ありがとうございます。

既に私もいろんな地域から、そういう形の中では役場のほうもかなり助成いただいておりますということも聞いてございます。そういう中で申し訳ございませんけれども、これからは継続した助成のほうをお願いしたいとともに、今の現状の状況、これをもっとしっかりと把握していただいて、対応策なんかも考えていただきたいと思います。

申し訳ございませんが、次の質問の内容というか、空からの部分と地上からの部分に分けて、再度ご確認というかご質問をさせていただきたいと思います。

まず、空からの部分のカラス、カモメ、スズメなどの鳥害対策についてお伺いをしたいと思います。

作物の抵触被害とか収穫被害、収穫の直前にスズメに水稻ですと実を全部食べられてしまって、出荷ができないような状況も聞いてございます。町行政として把握されておられる被害の状況なり、今後の対応、対策などをお考えでございましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

鳥害対策についてお答えさせていただきます。

被害調査につきましては、毎年、農事部長さんを中心に協力いただいております。獣害アンケートというのを年末にさせてもらっていきまして、これを基に答弁させていただきます。

こちらによりますと、鳥害につきましては、カラスによる柿や梨などの果樹の被害を報告いただいております。合計面積で94アール、被害量が1万1,280キログラム、被害総額として227万8,000円となっております。

今後の想定被害としては、カラスがいるとスズメがいなくなるという話も聞くんですけども、稲作等のテープの張っている状況なんかを見ますと、スズメによる稲作の被

害が実際はあるように見受けられます。

今後の対応、対策につきましては、先ほど申し上げましたので、ちょっと割愛させていただきたいと思っています。

以上です。

○3番(山口 欣也) 現状のほうを特に玉城の産物でもございます柿という部分もございまして、また対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、水稻ですとやっぱり高齢化してきておる中で、その方々が作業的にはテープを張るとか、そういうものが難しくなってきたり、担い手がなかなか1枚1枚対応できないという中で、やはりそういう中で被害が出てきておる。

逆に言うたら、高齢者の方ですと、もうそういう場所は作らなくなってしまう。それがどうしても山間部とか電柱付近とかそういう部分に近づいて、どんどん廃農してしまうということも、放棄地になってしまうということもございまして、やはりもう山のぎりぎりまで何とか作っていくという方法を町の行政としても考えていただけるような対策をお願ひしたいと思います。

それでは、次に、地上からの侵入の部分でございすけれども、特に熊についてはまだ被害報告とかそういう部分、目撃についても玉城町の場合は幸い聞いてございせんけれども、やはり鹿、イノシシ、こういう部分について被害が出てきておる状況でもございす。

それ以外にも、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマとかいたちとかいう部分でもございすけれども、特に今問題になってきておるといふか、代表的な部分がイノシシ、鹿という部分かなというようにも思ひます。防護柵とか保護器など対応していただいでございすけれども、それでもすみかを出なければならなくなったイノシシとか鹿、そういう部分が既に集落まで来ていることは把握されておられると思ひます。

住んでいたエリアを追い出されて、餌場を探し移動し、新しいすみかを求めて動物も動いてくると思ひます。動物に対して、人間として私ども申し訳ないという気持ちもございすけれども、人的被害的なところが今まだあまり聞かれてございせんので、現状を把握されておられる圃場被害状況なり作物被害状況、把握している被害の状況など、今後の対応、対策も含めましてお伺ひをしたいと思います。

また、もう一つ、今後それをこのままにしておいたらどういふ被害が想定されるのか。こういう部分も、もし懸念されておるところがございしたらお伺ひをしたいと思います。

○議長(小林 豊) 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長(里中 和樹) 産業振興課長 里中です。

獣害アンケートになりますけれども、こちらによりますと、まずやっぱりイノシシ、稲作、麦、野菜、果樹の被害の報告をいただいでおります。こちら合計面積が411アール、被害量が8,120キロ、被害総額が372万9,000円となっております。

次に、鹿による稲、麦の被害を報告いただいております。こちらが合計面積110アール、被害量が4,560キロ、被害総額が82万8,000円となっております。

次に、猿による稲作の被害を報告いただいております。合計面積が4アール、被害量が192キロ、被害総額が38万4,000円となっております。

今後の想定被害としては、最近やっぱり鹿が見かけられるという話をよく聞きますので、今、対応もさせてもらっておる猟友会さんと一緒に連絡が入ったらすぐに相談をさせてもらって、現場なんかの見回り等をさせてもらっておる状況になっております。

あと1点、少し後半で申し上げられました小動物になります。

こちらは以前、谷口議員の質問でもありましたが、小動物の民家への侵入が特に話を聞いております。そのとき同じように言わせていただいたんですが、特効薬というのがなかなかございませんでして、しかし、明らかに餌場、すみかを求めて民家のほうに来ておりますので、餌場やすみかになるようなところをなくしたりとか、あと進入路をふさぐなどの環境整備というのも、住民さんと一緒にお願いしていきいたいと思っております。

また、新しい先進事例なんかも情報収集はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ご答弁いただいた被害状況なり、十分分かりました。

玉城町として、総額的には県内ほかのところに比べるとやっぱり少ないという部分の中で、やはり目立たない部分でもあるかも分かりません。しかしながら、やはり対応については、地元の住民の農家の方々のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

また、防護柵につきましても、やはりもうこれを越えてきておるといふ部分がございますので、やはりもう少し拡大をするとか、また、それに対する保護的な部分で対応していただく。また、今の現状の状況を再度確認していただくという中で、修繕的な部分も含めた中でよろしくお願ひしたいと思います。

冒頭にも私、言いましたけれども、熊の目撃情報とか、そういう部分はないので安心はしてございますけれども、県内では目撃情報は出てございます。そういう中で、やはり県内の山、尾根はほとんどがつながっておるといふか、数メートルの道を挟んだ中ではつながってくるかと思ひます。いつそういう中で渡ってくるかも分からないということでもございますし、注意は必要なのかなというふうには思ひます。

まだまだ私の生きておる時期には相手方も来ないかと思ひますけれども、食べる物がなくなればどんどんと食べるころへ来てまいりますし、また、そういう熊から話は戻りますけれども、イノシシについても人家に近づいて、食べ物豊富、また、栄養価値のある部分になってくると、子供を産む回数も野生の場合ですと1回が多いですが、やはり食料的な部分に入ると、年2回の産む時期が出てくるということもございます。増える量も急激に増えますので、その点十分考えた上で対応をお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問になってしまいますが、かなり時間も早く進んでしまいますけれども。

鳥獣害防止対策について、お答えいただいたわけでもございます。今後の対応について、報奨金、これは県下なり他県を見ても、それなりの金額は報奨金としてしていただいておりますけれども、やはり近隣の市町と比べると、若干のところがございます。報奨金の上積み予定はないのでしょうかという部分。

また、捕獲器、おりなどの増設、増やすという部分はお考えはないのかという部分。地域から要望しても、今もうおりがないとかそういう話も聞いておりますので、やはり設置して1週間で捕るとか、すぐに捕るとい部分ではございませんので、置いたままの状態の中で対応されると思いますので、やはりその増設はないのかという部分の中でお伺いをしたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

まず、報奨金についてです。

令和3年度、猟友会さんと相談しながら見直しをかけていまして、実際にはその報奨金見直しをかける際も、近隣の状況と猟友会さんの幹部の方々、一緒に決めた内容になっていると思いますもので、まだ3年ほどしかたっていないものですから、次の上乘せについてはまた今後検討をしていきたいなと思っております。

あと、報奨金の内容につきましても、市町それぞれ独自の報奨金の内容になっていまして、度会町さんにはあるけれども玉城町にはないとか、その代わり玉城町にはあるけれども度会町さんにはないといった状況もありますもので、本当に種目じゃなくて獣害の対策の内容、そこも考えながら金額、内容を踏まえて検討していきたいと思っております。

あと、捕獲おりなんですけど、こちらイノシシ用の大型のものにつきましては、現在34台、玉城町内のそれぞれの山に設置しております。令和5年度に5台設置をいまして、全て猟友会さんの方々に管理をしておるわけなんですけど、今、猟友会さんが改めて増やしてほしいという内容までもらっていないものですから、今後、管理も含めて増額の要望がありましたら、対応させていただきたいなと思っております。

あと、小動物、これは本当、最近かなり増えておまして、現在4台の捕獲おりで対応をしておるんですけど、利用頻度の多いことでちょっと不具合が生じたり、やっぱりおっしゃられたように、今2週間ぐらいで貸しておるんですけど、なかなか2週間で捕れるということはないので、1回貸すとちょっと長引いたりすることもあります。機械の故障も含めて後は様子見もしながら、台数を増やすということも検討したいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） 予算の関係も理解してございます。再度、近隣市町の状況も踏ま

えた中で、また、玉城町での出没する状況も加味していただいて、定期的な猟友会との情報交換なり対応の検討をお願いしたいと思います。

令和3年と今が一緒であれば問題ないんですけども、やはり年々そういう中では増えてきておるような状況下でもないのかなというようにも思いますので、対応のほうは十分協議していただいて、また、各地域の状況、やはり調査をしていただく中では、私も農事部長なんですけれども、農事部長の報告という部分の中で集計的にはされてございますけれども、実際の現場がどうなのか、じゃ農業者から報告いただいております部分が本当に地域の数字の中に加味されて報告がされておるかという部分も、ちょっと若干、私としては懸念される場合がございます。

やはりそういう中では、直の言葉という部分と地域の団体の言葉という部分の中ではあるかと思っておりますけれども、地域それぞれのところでやはりよろしく対応のほうをお願いしたいと思います。

私の質問は、内容は以上のところでございますけれども、現状のままでありまして、防護柵からこちらにきた動物が戻れなくなった状態の中で、玉城町に住み着くことになり、冒頭にも言いましたように、餌場を探し移動するという部分、餌場を見つけて一旦はそこに定着されてございますけれども、農業者の方が防護対応をすると、新しい場所を求めて移動していくのが現状かと思っております。

家庭用の菜園など、集落の近くでやっぱり栽培される農家の個人の方もみえます。そうすると、集落にどんどん近づいてきて、餌場が近くに来てしまうというような形になるかと思っております。その背景には人の高齢化もございまして、野菜を作っても獣害被害があればその場での農業をやめてしまうと。また、それが高齢の方々の農業をやめるきっかけになって放棄地となってしまう、どんどん山間に近いところがもう放棄地になるというような状況でもあるかと思っております。

これからの時期、玉城町でもスイカ栽培などされる方も多くおられますけれども、ほかの町ではきれいにスイカの赤いところだけくり抜いて食べられるというのがございます。これがアライグマの被害という部分の中で、上手に中だけ食べるというような形の被害でもございますけれども、注意をしていただきたいと思います。

担い手なり農業者の多くの方は収入保険等の加入もしていただいて、単年度被害には耐えるような対策はしていただいております。しかしながら、集落や公道に出没すれば、人に対する被害、また車との接触被害など、犠牲者が出てしまうということも考えられます。そういう中では特に児童の通学時間とか、また夕方の時間、こういう中では、やはり鹿、イノシシは出てきてございます。日中はなかなか見たことございませんけれども、早朝と夕方、また夜という部分の中で、逆に人が動物を見にくいような時間にやはり出没されてくるようにも思いますので、そういう中で人の被害がないようにだけ、町としても考えていただきたいと思います。

よく事例がないからできませんという言葉を聞きますが、玉城町がその事例というか、

被害の事例ではございません、対策の事例でございますけれども、そういうふうな事例を考えていただいて、一番に実行していただいてもいいかと思えます。何もなければ無駄な予算と言われる方も多くみえますけれども、犠牲者が出れば言葉は何十倍にも大きくなってしまいますので、前向きな対応の実行をお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきますと思います。

以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 以上で、山口欣也議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時38分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

〔11番 北 守 議員登壇〕

《11番 北 守 議員》

○議長（小林 豊） 次に、11番 北守議員の質問を許します。

11番 北守議員。

○11番（北 守） 11番 北。

議長の許可をいただきましたので、今日は空き家対策について質問をいたします。

全国の空き家が900万棟にも達して、空き家にもすれば、リフォームとかリノベーションをすれば使える建物から壊れかかって付近の住宅の環境に影響を及ぼすという特定空き家まで、様々な形態の空き家が存在しております。

先日の新聞報道にもあったんですが、全国の空き家平均率が全棟建物の約13%台でしたんですが、三重県では16.4%、玉城ではまた今からお伺いするわけですがけれども、そういうふうなことで、空き家については過去においても私も質問しました。その当時は850万棟でしたが、去年も同僚議員のほうからも質問されておりますもので、そういうことを、実態に迫る質問をされておりましたので、そういうことも参考にしながら、今日は質問させていただきたいと思えます。

玉城町の空き家対策については、玉城町空き家対策計画、これ20年から25年の計画ということで令和2年3月に出ておりますが、この中に空家等活用支援事業と空き家対策事業と2つに分けて、第6次総合計画の中で重点的に実施されるように、計画した中にはうたってあるわけです。

先日のちょっと新聞を持ってきたんですが、中日新聞に、令和6月4月27日、こういうことで玉城町のことが載っていました。初めてですとありまして、「移住ガイドブック」というのを発行されました。要するに、力を入れておられるということを紹介して

いただいたわけでは。

令和6年度の当初予算でも、空き家対策の各種補助金、これは計上していただきました。空き家の推進としていただいておりますが、先日、固定資産税の通知書の中に、役場のほうからも「空き家に困っていませんか」というタイトルで、タイムリーに出しておられたんですが、というチラシが固定資産税の納付書と一緒に同封されてきました。これは力入れておるんやなど、すごいことやなど、そういうふうに思ったわけですが、玉城町では空き家の活用促進を目的とした空き家の対策の強化ということで、これをはっきりと明記して皆さんにお知らせしております、固定資産を持ってみえる方に送っていただいたんやないかと、こういうふうに推測するわけでは。

玉城町においても、空き家対策については利活用、移住・定住に重きを置いた補助制度の予算化、今も言いましたんですが、例えば移住・定住の関係でいきますと、家屋リフォーム事業補助金、これは古い家屋をリノベーションしたり、何かするときのお金やということで上限150万、さらには空き家バンク登録支援事業補助金、これも登録するために5万、登記料等だと思わんですけれども。それから、空き家バンクの成約者に対する支援のための補助金ということで、10万円とかいうことで、各種補助金、これ予算化されております。

空き家については様々な利用、幅が広いですから、移住・定住、シェアハウス、それから環境に危ない家とかいろいろとございますので、様々な施策を講じやんことには、空き家を減らしていく、また、どういうふうにするかによって変わってくるわけですが、今現在、玉城町は移住・定住の促進を重点に置いて、さらに特定空き家、今言いましたそういう環境に配慮した、いわゆる危険な建物というふうな言い方のほうがいいんでしょうか、そういうことで、同時並行としてやっておられるわけでは。

ほいで、今日は長々と今、冒頭言いましたんですが、今日の質問は空き家対策事業のほうで、いわゆる特定空き家について、これに絞って前段は質問を進めていきたいと思っております。

第6次総合計画にも示されております空き家活用支援事業と空き家対策事業のこの対策については、総合計画の中でうたわれておりますので、玉城町もいろいろな角度からやっておられますが、今日は反面、所有者の方の管理が行き届かない、使用不能になっている空き家が町内でもままた見られるわけでは。いわゆるこれが特定空き家ということで、特定空き家って何やろうと言われる方もおると思わんです、こういうことやと思っております。環境面や防災面、あるいは危険を伴う建物が増えてきておるということは事実です。

そこで、国においてこの増え方があまりにも放置してはいけないという観点から、昨年12月において、特定空き家に至ってしまわない、いわゆる環境でもう家、木が生えてなってもう管理不能になってしまうその前に、管理不全空き家のいわゆる中間的な扱いを空き家対策の推進に関する特別措置法の一部改正がされました。

この中で、法の一部改正には法13条というのがございます。この中には端的に言いますと、適切な管理をせずに放置すれば、特定空き家になるおそれがある場合は、管理不全空き家として指導することができることになりました。いわゆるここがポイントなんです。これによりますと、管理不全空き家に推定されますと、固定資産税が小規模住宅用地の特例がなくなって、6倍ないしは3倍になっていくと。こういうふうなことで、法の改正があったわけですが、ここで町長にお尋ねいたします。

玉城町は管理不全空き家に指定して固定資産税の特例を外し、6倍ないしは3倍、そういうふうな住宅用地を課税するという、そういうお考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 北守議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 空き家対策についてのご質問について、答弁をさせていただきます。

最近の状況を詳しく述べていただきました。先週の新聞で出生率の低下が大きく報じられたわけでありまして、玉城町におきましても人口減少は避けて通れない状況でございますけれども、一方で、玉城町の住みよさを評価いただいて、転入や新築があるという現状でございまして、大変ありがたく思っておる次第であります。

こうした中で、特に防犯や防災、また環境の分野からいたしましても、空き家が増えるということになりますと、環境が悪くなるというわけでありまして、いろんな影響が出てきておるという状況でございまして、まずは移住・定住対策の重点の施策といたしまして、この空き家を利活用することを重視しながら、その意味で現在のまちづくり推進課に担当所管を移したわけで、そこで今事務処理をしておるわけでありまして、

条例に基づきまして対策協議会を設置いたしまして、継続して空き家の相談会を開催しております。そして、さらに空き家バンクの開設、空き家の把握、リフォーム補助や各種補助制度の創設などに、予防策や利用促進に向けたボトルネックの解消に向けて、環境を行っておるわけでありまして、昨年度は自治区の協力をいただきながら、玉城郵便局と連携をいたしまして、空き家調査を実施して、そして対策を強化しておるという状況でございます。

ご質問の管理不全空き家の指定、あるいは固定資産税の特例を外すというふうなことは、直ちに考えておりません。今後の動向を見ていかなければならんと思っておりますけれども、まずは申し上げておりますように、空き家につきましてはそれぞれ所有の皆さん方の事情もあるわけでありまして、なかなか一朝一夕に解決する問題ではないわけでもございまして、粘り強く引き続き法令に基づきまして対応をしていきたいと、こういう考え方を持っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（小林 豊） 北守議員。

○11番（北 守） 今、管理不全空き家についての固定資産税のいわゆる住宅用地の

特例、これは直ちには考えていない。もうはっきり明確にお答え願ったんですが、私は進めてもらう立場でこれから質問していきます。

といいますのは、今回の措置法というのは、もう私、5年前に確かに質問しております、空き家については。そのときは、一番最初、冒頭言うたんですけれども、850万棟やったんです。ところが、900万棟になっていった。人口はだんだん減っていくと。そうしますと、やはりどうしてもペナルティーという意味も込めて、やっぱりこれは実施していかないかのやないかと。今、ご答弁いただいたんですけれども、私はする立場でちょっと今から質問させていただきますが。

そういうことで、今回の法の趣旨を尊重するんならば、当然、粛々と進めていただきたいと、こういうことが私の1点ですが、まずそこでお答え願いたいのが、管理不全空き家、これはどんな建物を指して空き家というのか。これはもう執行者側のほうがよう分かっておるんで、お答え願いたいと思います。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

お尋ねいただきました管理不全空き家はどんな建物かというところでございますが、これ一言で言えるようなものではございませんでして、国土交通省から現行の特定空き家のガイドラインを基本としまして、4つの観点が見示されております。

保安上の危険、それから衛生上の有害、景観の悪化、周辺的生活環境の影響、これらを大きな項目として捉えておまして、さらにその中で20項目にわたって放置した場合の悪影響というのが示されておまして、これに沿ってそれぞれの自治体で判断をする。それぞれの建物で個別に判断をするということで、示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 国のほうから指針は出ているということですが、法の一部改正の目的というのはどういうものであったのか。今おっしゃったんはいわゆるチェック表みたいな形ですやんか。そやけれども、法というのは13条でもそうです。あそこへ載っております。どういう気持ちで法律ができたのか、そこら辺分かればお答え願いたいと思います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課長 中川。

法の改正の趣旨といたしましては、特定空き家に至らせないための施策を講じるというふうなことでありまして、特定空き家をこれ以上増やさないという目的でつくられたという認識をしております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そういうことなんです。特定空き家に至らない。ほんなら誰がど

ういうふうにしていくのか。そこも書いてあるわけです、今回の法律は。

といいますのは、所有者の責務というのは、また後で言いますけれども、条例と今度の法改正によっては、いわゆる所有者の責務の強化を図ったという。ご存じですよ。強化を図りました。それから、国や自治体、これが行う施策について協力しなさいという、いわゆる義務化を図りましたということなんです。

ほんで、もう一つは、今言うたように小規模の住宅用地、これについてはこういうふうにもう扱うべきですよというふうな、この3点が大体ポイントやったと私は思っています。そこら辺で合っていますでしょうか。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そこら辺は、そういうふうな法の趣旨やと私は思っております。

直ちに考えていないのはいいんですが、ほんなら少しちょっと細かい点でお尋ねするわけですが、地方税法でいういわゆる固定資産税の特例、これ地方税法の改正があったんでしょうか。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前9時56分 休憩）

（午前9時57分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

地方税法に関しましては、今回6分の1の軽減、もともとあるものを元に戻す、外すということですので、特に改正はないという認識でおります。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そういうことなんですか。いわゆるもともとあったけれども、この家屋については特定空き家に、いわゆる管理不全空き家ということで認定したんやから、小規模住宅用の特例を廃止するという。

ただ、そんなことってできるんですか。私は法的にもし乗ってやろうとするならばですよ、空き家といえども住宅ですよ、元は。住宅といういわゆる定義というのはご存じですか。お答え願えますか。分かりませんか。ほんなら結構ですわ。

住宅というのは不動産登記法でいういわゆるもっぱら居住の用に供するという、これが基本なんです。そこから特例住宅を廃止するというは、非住宅という扱いで用途変更じゃないかと思うんですけども、そういうお考えは間違っていますか、どうですか。用途変更によって住宅ではないんですよと、これは物置ですよ、倉庫ですよというふうな類いの扱いやということで、住宅用地の特例を外すんじゃないんですか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

今回については、空き家法に関するところについては、管理不全空き家として認定をして軽減を外すということになるかと思しますので、用途が例えば倉庫のような遊休資産に変えるとか変えないとか、法令で空き家法に基づいて、特定空き家もそうですけれども、用途がここで問題になるというのがちょっと理解しづらいところがありますけれども、その法令にのっとって解除をするということになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） これって、ここで大分ごちゃごちゃするわけではないんですけども、地方税法でいう特例と今のいわゆる特別措置法の法令とどこでマッチしとんのですか。それが何で小規模の6倍を補助していくんですか。

そこら辺が私は分かりませんが、もし理由づけるんならば、住宅ではありませんよ。だからこの家は非住宅用として、元のいわゆる事業用の土地として扱いますよというんやったら分かります。そういう考えではないんですな。そこら辺はちょっと認識が違うんか分かりませんが、変な聞き方も分かりません。ちょっとお答えできるんやったらお願いします。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

北議員おっしゃいますように、今後この建物が使われる見込みがないということで、当然、軽減を外していくというふうなことになりますので、そういった意味では用途がそれが物置なのかお店なのかというのは別としまして、この住宅については活用の見込みがないということで、使われないということで軽減を外すということは、そういった認識でよろしいかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） これは私の考え方で、今、答弁のほうもそういうふうにご考慮いただいておりますということですが、整合性やっぱり取っていかないとと思ひます。

それから、次に、今の6倍については直ちにとということになりませんが、管理不全空き家というのが1つのクッションで、特定空き家になるまでの間に1つそれができると。勧告や指示、これができるんですよ。

ほいで、そうなりますと、課税するときのもし判断というか、今も言うたように時期とか入れた後もですけども、直ちには考えていないんですからあれですけども、おそらく考えていかなあかんやろうと思ひますので、もしそういうことが分かればお答え願えますか。近々とかいろいろと方法があると思ひますが。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

北議員おっしゃいましたように、今後ずっとこういったことをやらないということで

はなくて、昨年12月にできた法律ということもありまして、それぞれの先ほど申し上げた認定の基準というのを定めていくということになります。

基本としては、国のガイドラインを中心として展開をされていくわけですが、今、各全国のいろんな自治体でこの基準について、試行錯誤であったり議論をなされているところでありまして、私どももそれが今すぐ基準を出せる状況にないというような状況でありますし、先ほどおっしゃっていただいた期間、どういうふうに指導から勧告までの期間をどうように取るんだ、どんな方法で取るんだというのも、専門的な部署を持っておられる市なんかは基準として出されてきておりますので、私有財産に対して行政の権力でもって何か制限をかける、ないしは特例を外すというようなこととなりますので、そこについてはルール決めというのが必要かと思っておりますので、それについては少しお時間を頂戴するというか、状況を見せていただいて、併せて特定空き家をつくらないという趣旨は十分承知をしておりますので、そういった中で対応していきたいと、こういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そういうことで、事務の手續というのは足並みをそろえてというのもやっぱり大事なことやと思いますんで、前に向けて動かしていただきたいと思えます。

それから、この法律というのが今も言いましたように12月13日施行されました。実は管理不全空き家の条文と、ほいで玉城町の空き家条例、これと今も町長のほうから答弁いただいたんですが、条例に乗ってやっています。法律はもちろんですけれども。ということで、今、説明されましたんですが、これ玉城町の空き家条例とマッチするんですか。改正する必要ないんですか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

今回の空き家法の改正については、特に条例で設置する義務というのは付されておられませんので、当然、上位法令、現行の空き家法によってこういった処分といいますか、行政執行できるという認識でおりますので、必ずしも条例の必要がないという認識でおります。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 法律というのは、全国、北海道から南は沖縄まで全部同じ法律で動くわけです。ところが、条例というのは玉城町独自の条例ですよね。ほいでご存じのように、地方税法でも税条例がありますよね。それから、国民健康保険税でも法律あります。というように、各町によって特色のある条例というのはつくってみえるんです。今回も特に条例委任されていないからいいんやということなんです、ほんだらちよっ

と例を1つ言います。

手元にありますか、条例の、ありますか。

例えばこれ所有者の責務のところなんですけど、第3条、町の責務、それから所有者等は町が実施する云々と書いてあるんですけども、ここが2番の項目見ていただけますか。「所有者等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする」、この条例ですよ。今、書いてある。確認してもらえましたか。それいいですか。ほんなら、特措法ではどういうふうに書いてあるか。分かってもらえますか。見ましたか。

はっきり第5条見てください。持っていないんやったら別ですけども、「国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するように努めなければならない」。これ意味違いますやろう。「努めるものとする」と、努力義務と、「なければならない」と書いてあるわけですよ。ということは、これはあくまでもしなさいということですよ、国は。なぜ条例改正せえへんのですか。

○議長(小林 豊) 中川課長。

○まちづくり推進課長(中川 泰成) まちづくり推進課 中川。

努めるということをしなさいよということでありますので、命令というようなことではなくて、努力義務の範疇かなという理解をしております。

それから、もう一点、先ほど条例改正の話なんですけれども、先ほど申し上げた基準のことであったりとか、それからルール、要はルールの話をしつかりと固めた上で条例改正をしないと、管理不全空き家の単語だけ入れるという話になりますと、条例のほうにマッチしないというようなことになってはいけないということもあって、今現在、条例のほうには規定をしておりますけれども、当然、特定空き家というのを条例で規定しておりますので、準じるようなところについては、これはこの先考えさせていただくという分野になろうかと思えます。

ずっとしないという意味ではなくて、そういうような事情もあるということでございます。

以上でございます。

○議長(小林 豊) 北議員。

○11番(北 守) この問題については、執行者側のほうが一番よく勉強しておられるので、その点ではもうこのぐらいにします。

それから、昨年、同僚議員のほうからも、6月、3月に同様の質問をされておりました。その中の答弁を見ますと、特定空き家ですけども、大体、毎年15件から20件程度通知を出しておりますよ。それから、おおむね8割は返ってきますけれども、あと2割は返ってきません。これについては、住所、電話、重ねて通知をするけれども、なかなか返事がないんや、難しいんやと、こういうことですね。そういうことですよ。ということは、これは何でかということ、相続する相手が分からない。相続が広がっ

てしもうて分からない。

ほいで、今まちづくり推進課長のほうから言うていただいたんですけれども、これ不動産登記法は改正になったのご存じですね。言いますけれども、相続の登記は令和6年4月から義務化されました。相続ですよ。表示登記は既に前から義務化になっていますけれども、今回はそういうことを防止するために法律が改正になったんですよ。

そやで、そういうことも加味してやっぱり進めていっていただきたいし、それから、3月にも同様の質問をされました。そこで、今、町長のほうからも、私、空き家の調査、これって自治区長さんにはお世話にもちろんなっております。それから、郵便局の職員さん、これは初めてのケースやと。これ全国的にも珍しいというか、全く初めてのケースやと聞いております。こういうことで、とにかく先へ進んでやっておられるというのはいやう分かります。

となると、特定空き家の建物というのは、今どのぐらいの件数があるのかお聞きしたいと思いますが、その前にソースを聞かんと分かりませんがどうでしょうか。

○議長(小林 豊) 中川課長。

○まちづくり推進課長(中川 泰成) まちづくり推進課 中川。

空き家のまず件数でございますけれども、自治区長さん、例年お世話になりまして把握をしておる分、それから郵便局さんにその後調査を重ねてやっていただいておりますので、令和5年度で250件程度でございます。前回お話ししたときより少し減っておりますけれども、これについては、同一敷地内で、例えば長屋と母屋と倉庫みたいなものがあると、それがちょっと2つカウントしておる分がまだ見られたものですから、その辺を整理いたしまして、250という数字を持っております。

この割合についてですけれども、1戸世帯という考え方をさせていただくので、町内約6,000世帯としますと、4.1%というような数字になります。

冒頭、北議員がおっしゃられました住宅・土地統計調査の数字を報告されたと思うんです。全国数値については、住宅・土地統計調査の数字なんですが、令和5年度の数字が発表されまして、玉城町でも当然調査の主体としておりますので、その数字を少し照らし合わせてみますと、前回の調査と変わらず9.6%というふうな形になりますので、住宅・土地統計調査で9.6という数字が出ておりますけれども、実態の把握をしますと、今5%弱というような状況になっておるといふふうなことでございます。

以上でございます。

○議長(小林 豊) 北議員。

○11番(北 守) ということは、三重県内16.4と今、一番冒頭言わせてもうたんですけれども、町内では10%を切っておるといふことで理解してよろしいですね。

この計画書を出してもうたんですけれども、前に。これで見ますと、今ちょっと1桁違うんかいなというふうなふと思ったんですが、全部合わせて300ですか、250とおっしゃったんですね。それが今見ると、387になっておるんですよ、この時点では。そ

れからやっぱり減ったんですか、どうでしょうか。それから250になったということで、計画のときは387で計画したけれども、実際は250ですよと、こういうことでよろしいですか。ちょっともしよかったらお答え願います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課長 中川。

その今お手元の空き家対策計画の調査に関しては、水道の検針員さんに水道のメーターが動いている、止まっているということに基づいて調査していただいて、集めた数字ということでございまして、その後、より実態に合うような形で自治区長さんをお願いをしたり、また郵便局さんに写真を撮って回っていただいたりというふうなことをしておりまして、その整理をしてきた数字が250ということでございまして、当然、数字的には横ばいというふうな形でありますけれども、実態の数字が少し変化をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 分かりました。

そういうことをお聞きした中で、では、その1年前ですと、特定空き家については命令とかそういう勧告とかというのは出しておりますけれども、除去まではということで聞いたんですが、その後は対策としてそういう除去をやったという、そういうことはありませんか。特にない。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

特にそういったケースございません。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 検針員さんが調べていただいたのが、その当時は387あったんですけども、しっかり見ていただいて250棟と、こういうふうに理解させていただきましたんですが、あと、この計画書というのは、条例でもうはっきり協議会をつくってこれを作成しなさいということになっておりますんで、これをつくっていただいたわけなんですけど、この中にA、B、Cとこのランクありますね。これは検針員さんが見てもうたかということですが、このAランクとかBランク、Cランクの中で特定空き家に当たるのはどのランクのものか。そこら辺は、お答え願いたいと思います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

ご承知のとおり、Aランク、Bランク、Cランクというような状態をしておりまして、Aが一番状態のいいものという理解で、Cが一番危険なものということですが、Cであるがために、それが直ちに特定空き家かということは、そうではございませんでして、

今現在、調査は7項目で外観目視による調査をして、簡易調査、実態調査ということをしておりますので、さらにそれこそ国のガイドラインに基づいて詳しい調査をしていかないと、その数字というのは見えてこないという状況でございます。

非常になかなか使うのは難しいねというのは、確かにCランクということでございますので、この中で大体50件程度がCランクに該当しておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） Cランクの中で特定空き家ということだと、ほんたら管理不全空き家となりますと、BランクかCランクか、どちらのところになるんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

法に基づく管理不全空き家というものに関しては、先ほど北議員ご承知のとおり、より特定空き家に近いところの空き家を指すというふうな理解をしております。このまま放置しておく、もう特定空き家になってしまうというような状態のもので、私どものABCの中で申し上げますと、Cのほうがよりそれに近いものになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そうしますと、Cにより近いということで、これの判定というのは、国の基準が出てこんことには分からないということでもいいんですか。それとも、協議会ありますよね。これをつくりなさいという協議会ありました。これに委ねるような形の説明もいろいろと見たことあるんですけれども、そういうふうな形で協議会が判断して決めるんですか。そこら辺はまだ全然分かっていないですか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

認定までの手続みたいなお話をされているということやと思うんですが、先ほど申し上げた国のガイドラインはもう出ていますので、それに基づいて調査をするということになります。その後、私どもは空き家対策協議会を持っておりますので、そこに諮問、ご意見をお伺いするというところになるかと思えます。

その後、確かにそうだねということであれば、そういった指定をして、指導をし、勧告し、命令をします。そういうような流れになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ありがとうございます。そういう流れで進めていただきたいと思えます。

町長のほうからもそういうことで、危険と承知の上で、特定空き家になる前にやっば

り管理不全空き家として措置を取るべきと、こう思うわけなんです、ここら辺はもう撤去とかというのはなかなか難しいですよ。撤去しなさいという、特定空き家の場合。なかなか今の現状では、答弁ずっといただいていますけれども、努力はするけれども難しい。何で難しいのかというと、相続の関係とか。そういう認識でよろしいですか。ちょっとお答え願います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

私どもの町が今認定をしておる特定空き家というんですが、今1件ということもございまして、その詳しい中身についてはなかなか答弁難しいところございますけれども、所有者がおみえになるという、それが相続によってどこかにおみえになるという場合には、その方々の当然ご意向、ご事情もございまして、そういったところを丁寧に聞きながら、撤去へ結びつけていくということがありますので、基本的にはお持ちの方が、権利のある方が対応していただくというのがもう大前提でございますし、こちらが行政代執行するといたしましても、その費用については請求をするということになりますので、私どもとしては、まずはその所有者の方にご理解をいただいて、自主的な対応をする。そこに対する側面的なバックアップについては、私どももやっていくというようなスタンスで、対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北守議員。

○11番（北 守） 特定空き家と、それから管理不全空き家については、今、質問させていただいて、町のほうのお考えもお聞かせ願いました。

ある意味、管理不全空き家というのは、そういう意味では特定空き家もそうですけれども、住宅の用地の特例を早く外して、ペナルティーという意味からも粛々とやっぱガイドラインもちろんありますけれども、進めていっていただきたいなど。そうやないと、なかなか250棟が200棟になり、減っていかないかな。

それから、もう一つは、今、町のほうが進めております移住・定住のガイドブックも作っていただきました。ということで、かなり力を入れていただいております。分かるんですが、そこら辺も私の質問した意向もよく酌んでいただいて、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それから、管理不全空き家から、今度は逆に移住・定住の関係から、空き家についてはいろんな幅が広いということで、今、言わせていただきました。玉城町には今現在、空き家バンクに登録しておる家屋というのはどのぐらいのものなんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

私ども、今、ホームページ見ていただきますと、ゼロ件という状態になっています。これも、今まで上がったんですが、もう成約をしていく。なので、いわゆる言い方は

語弊あるか分かりませんが、在庫としてはないという状態であります。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ということは、私も聞いた話で申し訳ないですが、玉城町でそういう空き家の登録をしたら、すぐに回転よく回っていくと、こういうふうに理解させていただいておるんですが、それでよろしいですね。

ということは、今ストックはゼロやという、今現在はゼロやと、こういうことで、回転がいいんですよということを今おっしゃいました。

ほんで、私が言いたいのは、ストックはゼロというのはいいんですが、空き家の今の状況のこの計画書を見てみますと、かなり空き家、Cランクだけでも数えたらあるわけですね。ほいで、何でかなということで、この間もちょっと話を聞いておったんですが、ふるさとを離れて、ほいで都会へ家を建てて玉城町に帰ってこない。それから、お父さん、お母さんが住んでみえるこの玉城の地に帰ってこないがために、その家がお父さん、お母さんが施設へ入った、亡くなられたということになってきますと、どうしても先祖さんの仏壇があつて、貸すに貸せないとかいうこととか、売るに売れないと、そういうケースを聞いたんです。こう聞いたわけです。

玉城町もそういうふうな意味からも、そういう遺品とかの整理には、登記の整理に補助金が出ておりますよね、最高5万。ということで、空き家バンク登録支援事業補助金、これ上限5万ですけども、これをもう少し増額していただくと、そういうお考えはないでしょうか。通常、あれ空き家の遺品、備品、100万ぐらいかかるんですかね。ちょっと私もよう分かりませんが、そんなことでかなりお金がかかるということを聞いておりますんで、この補助金の増額というのをお考えないでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

ちょっと1点、前段の仏さん問題に関しましては、事例として、玉城町内でもその仏さんの部屋を外してお貸しするという方法もございますし、今リフォームであったりとか、空き家対策についてはいろんな事例がありますので、もしご相談させてもらうことがあれば、ぜひご相談もいただきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の登録者支援補助、5万円とおっしゃっていただいたのは、かかった費用が10万円の2分の1で5万ということでございます。

ここらもともとの趣旨が、先ほどおっしゃられた登記の整理というふうなことで、相続登記ですと大体6万とか7万とかというような費用だというふうに認識しております、そこに少しお片づけの費用なんか入れますと10万とか十数万というふうな理解で、全く中ものを全部出してくるというような大がかりなお掃除というのは想定をしておりますませんでしたので、こういった10万の半分補助で5万というふうなところで今運用しております、リフォームと併せて、空き家バンクに登録していただくということが条

件ですので、その中でぼつぼつと活動もいただいておりますので、今ちょっと様子を見ながら、どこがボトルネックかなというようなところが、私ども非常に心配をしているところですので、それについては様子を見て、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ほかの補助金もございましたよね。それとタイアップしてやっていけるということで理解させていただきましてなんですが、今も言うたように、仏間をのけてお貸しするとか、それから購入というのはできるんですかね。それはちょっとここでは聞きませんけれども。

そんなことで、ぜひ進めてほしいんですが、あともう一点だけ、障害者の問題で、これ玉城町障害者福祉計画というのが、第7期あたりからグループホームの建設ということで、これ専門にやっておられる議員さんもございます。ほんで、何回か質問された議員さんもおられます。

ということで、切にに言われました。実は、シェアハウスとかそういうグループホームとかということで建ててくれへんのかというて、なかなか今進んでいないんですが、そういう方が、私たちが亡くなったときにこの子らどうすんのだと言われたときに、何とも答えられませんでしたよ。

そういうふうなことで、空き家があるんだったら、玉城町としてその所有はおかしいですけども、町営住宅でも使えますやん。シェアハウスでも使えます。そういうふうな用途をいろんな多用途で考えていただいて、特に障害者の方のシェアハウスというのも考えていただきたいんですが、そういうお考えというのはどうでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

例えば玉城町が主体的な運営をもって、空き家をグループホーム、シェアハウスにするということは、ちょっと一旦置かせていただくとしまして、今現在、空き家を活用いたしまして、グループホームをやりたいとか、そういったところはありませんかというような、実は問合せもいただいております。

ですので、民間活力の中でそういったところがうまく引き合いができればいいなと思って、私どももそういう案件、ある程度大きさが要ってまいりますので、そういった案件があるときには、そういったご紹介もさせていただいて、例えば個人で保育園をやりたいという方もおありになります。いろんな多用途の話はこちらもお受けさせていただいて、その都度、こんなところありますけれどもどうでしょうかとかお話もさせてもらって、ただ、具体的に現実マッチングに至っていないとありますけれども、そういった中で空き家の解決と、それから町の課題解決、うまくマッチングするように、こちらも積極的にはつなげていきたいと、こんな考え方でおります。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） どういう形にしても、そういうご家庭のためというとおかしいですけれども、施策も進めていっていただかなあかんと、これ同時にお願いしたいと、これはお願いします。

長々といろいろと質問させていただきました。そこで、いろんな議論を通じて、町長から冒頭、特定空き家に至る前の管理不全空き家のことについてとか、課税の特例についてとか、いろいろと答弁をいただいて、直ちにしないということですが、いろんな議論を通じて、町長が最後に空き家に対する利用とか、それから環境とかという問題も含めて、所見があったらお聞きしたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 空き家対策はご承知のように玉城町だけではなくて、全国の地方の大きな課題になっておるということでございます。

具体的には、もう今もご質問にもありましたように、やはり防犯の面からも、あるいはいろんな環境面からも、空き家が、あるいは荒れてきておるといふふうなことになる、当然のことながら、そこに住む、あるいはその町に住みたいといふふうな人から見ますと、もう魅力がない町と、こういうことになるわけでありますから、これは国に対してもそういう措置を、予算の拡充等も町村会として要望しておるわけでありますけれども、町としても今後も重点課題として、町の住環境を守っていくために取り組んでいきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 町長のほうから課題やということですが、私のほうもこれはすごく難しい問題やなど。えらいテーマということやったんですが、玉城町は町長のほうから、機会あるごとに新築家屋が80棟から建っている。これってすごいですよね。多分、玉城町の40平方キロのこの町にして8棟新築ですよ、建っておる。ということは、元気な町やないかなと。住みよい心地ナンバーワンというのもそこにあるのかなと。

いろんな福祉の面とかあるんですけども、そういうふうなことで、ぜひ空き家があり目立たんような形で進めていっていただきたいし、それから、昨日の提案説明の前に町長の挨拶があったんですが、消滅自治体の記事が最近話題になってきました。玉城町は幸いになかったけれどもとおっしゃったんですが、シミュレーションしても玉城町は人口はほとんど減らない町やということで、堅調な町やということで評価されておりましたんで、ぜひそういう点も自信を持って、空き家というものをうまく活用して、元気ある玉城に、元気はもともとあるんですけども、そういうふうなことで施策を進めていっていただきたいと思います。

空き家対策について、今日はいろいろとお伺いさせていただきました。これで私の質

間を終わりたいと思います。

○議長（小林 豊） 以上で、北守議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○議長（小林 豊） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。今回の質問事項は3つでございます。

1つ目に、農業委員の任命にかかる首長の配慮について、2つ目に、教育委員会の保健師の配置について、3つ目に、教育長の教育行政への思いについて伺います。

まず、質問事項1つ目の農業委員の任命にかかる首長の配慮について伺います。

農業委員会法第8条7項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとあります。農林水産省は具体的に、青年と女性の積極的な採用に努めることと説明されております。ちなみにここでいう青年は、一般に言う20代半ばまでのことではなく、50歳未満を青年と定義しておられるようです。

農業委員会の年齢、性別の偏りが生じないような配慮について、まずは町長がどのような認識でおられるか、また、これから玉城町としてどのような対応をされていかれるご予定か伺います。

○議長（小林 豊） 井上容子議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 農業委員の任命にかかる首長の配慮についてのご質問をいただきました。

今、質問の中にありましたように、法に基づきまして対応をしていかなければなりませんし、そのように進めておるということでございます。

農業委員会法のご質問があったとおりでございます。 「市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と、こういうことでございます。

もう少し詳しく、ご承知でしょうけれども申し上げますと、委員の任命につきましては、平成28年に農業委員会法の改正がございまして、それまでは公選制、選挙によって委員が選ばれておったわけでありましてけれども、それが廃止をされまして、町長の任命に変わりました。

そして、前回の議会でもお認めをいただきましたけれども、欠員募集についても、従前どおり手順に沿って、その区域を設定することなく、玉城町全般への公募から始まりまして、推薦、募集を受け付け、議会の同意をお願いして任命をすると、こういうことでございまして、そういう手順で進めてきたわけでありまして。

議員がお話のように、委員の年齢、そして性別等に著しい偏りが生じないような配慮、これは当然でございまして、ふだんからそれぞれ農業委員会事務局におきましても、いろんな会合におきましても、応募をしていただけるような声かけをしておる、こういうことでございました。そういう考え方に基づきまして、対応をしておるといふ現状でございまして。

配慮につきましては、今、申し上げたとおりでございまして、参考といたしましては、直近の数値ということになりますけれども、まずは令和4年度の三重県29市町の農業委員数が424人でございましてけれども、そのうち女性の農業委員さんが50名、11%と、こういう結果でございまして。

どの市町におかれましても、非常に難しい課題だというふうに思いますけれども、玉城町におきましても、農業委員の女性登用については、今後も推進していきたいと、こういう考え方です。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 町長にご説明いただきましたとおりだと思うんですが、ちょうど1年前に決まった現在の農業委員さんはほとんどが60歳以上の男性、年齢、性別ともにかなり偏っておりました。ですので、今回の欠員募集は年齢、性別の偏りを少しでも解消できるチャンスであったと思っております。

たった1人、若手女性が農業委員になられるだけで、偏りが幾らか改善されたと思っております。しかし、結果は欠員のあった地区からの推薦が1件のみでした。一番人数の多い層の方のみでございました。欠員募集について、こういった偏りの解消の工夫をされたのか、状況の説明と今後の改善点について伺います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

井上議員さんの質問についてお答えします。

新制度の農業委員会に関するQ&Aというのがございます。そこには、第8条第7項の記載について詳細な説明がありますので、少し読ませてまいります。

「区内での農業者の年齢別・性別構成を踏まえたうえで、青年や女性が推薦を受け、

又は募集に応募するように働きかけを行うなど、青年や女性について適切な人数を任命することが重要です」というふうに記載されています。

これを受けまして、町長の指示でもありますので、産業振興課、農業委員会としては、今までですと改選のときに説明をするというのがほとんどやったんですが、ふだんからうち集落支援員さんって農業をいろいろ回ってもうとる方がいますもので、その方を通して若い農業者、または女性農業者のあるときには、積極的に働きかけるような話をさせてもらっております。

ただ、なかなか即やりますよと、そういう回答をもらうのは難しいということになっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 昨年の議会でも、ご答弁いただいていたかと思います。三重県の農業従事者さんの平均年齢が大体70歳、農家の若者が少ないということが理解できません。

しかし、農業センサス2015の数字を拝見しますと、玉城町の販売農家での農業従事者の男女の人数比は7対6ぐらいと、それほど差がなかったんですね。農業就業人口に絞れば、男性が357人、女性が363名と、女性のほうが多いという結果が出ていました。先ほどご説明いただきましたように、年齢別・性別構成を踏まえた上でということでしたら、もう少し女性が増えるべきでないかなというふうに思っております。経営者と限れば男性が大多数なのかも分かりませんが、農業委員は経営者である必要はございません。

私の感想なんですけれども、女性活躍とか若手農家の活躍において、産業振興課で若手女性農業者を紹介したイベントとか、知事と若手農家の対談を企画されたり、いろいろ工夫されているにもかかわらず、町民の皆さんに若手活躍とか女性活躍の推進というのがあまり伝わっていないように思えて、大変残念に感じているんですけれども、そのあたり町長はいかがお感じでしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議員ご承知でしょうか。この前も福祉会館で女性の農業者の方ご支援いただきまして、パネルディスカッションをやりました。

行政の立場で私たち事務局も頑張りますけれども、どうぞ井上議員もそういう観点から働きかけてください。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 政府からは、農業委員に占める女性の登用を2025年までに30%を目指すと目標設定されています。これ去年の議会でも言わせていただきました。推進委員さんが女性2名しかいらっしやらないことを考えますと、玉城町はまだまだ目標に遠

い状態ですので、私も頑張って女性農家の活躍を推進していただけるように頑張りたいと思います。ありがとうございます。

では、違う方向からお尋ねします。

農業委員会法が改正されたことをご存じない方、非常に多いんですね。現在は農家でない人、中立委員といいますけれども、農家でない人を含めないといけないですよとお話しさせていただくと、びっくりされる方がほとんどです。農業委員会のQ&A、先ほどおっしゃっていただきましたところにも、農地の権利移動や農地転用に関する意見を出すので、農業分野以外からの意見も反映させることが適当であるとありまして、農家に偏った意見にならないように配慮されていることが分かります。

さらに、Q&Aには会社員、消費者団体、教育関係など、必ずしも農業分野の専門知識や農地法などの法律知識を要求されるものでないと明記されています。農家に限らなければ、もっと青年や女性を推薦いただく場が広がると思うんですけれども、そのあたりも区長さんにとりか商工会さんにとりか言っていたいただいていますけれども、ほかの団体にも広げて説明していただくということは可能でしょうか。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

井上議員のおっしゃられるように、今まで聞くと誰でもいいというように聞き取れるんですけれども、実際、農業委員会等に関する法律の中に、先ほど委員の任命というところを少し読ませてもらうと、委員は、農業に関する意識を有しというところが大前提になっています。これを大前提にすると、農業を全く知らんという方というのは、そんなによけ入るとちょっとつらいのかなと。

ただ、玉城町でも商工会の方にはご協力を得て、今、中立委員として1名入ってもらっていますもので、そこはまた今後の課題といたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 昔の農業委員会は、先ほど町長でしたか、課長からでしたか、ご説明ありましたように、選挙区があつて区域を設定されていたようですが、現在は、農業委員会は町全体の農地利用最適化に責任があり、区域を設定することは適当でない。よって、全域で推薦募集を行うべきであると明記されています。

今回、欠員があつた地区以外の地域や団体にも、町長からは法律にのっとり全区域からというふうに答弁いただきましたけれども、先ほど言わせていただきましたそれ以外の区に限ってだけでなく、例えば農業団体とか、そういったところにも広くお声がけいただいたのかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

今回は1名だけの欠員ということもあり、広く募集をさせてもらうということで、今

回は示させてもらっておりました。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 最初に戻りますけれども、お話しさせていただきました年齢に限って申し上げますと、年齢制限がないので、先ほどおっしゃられましたように、農業委員会法に該当する人物であれば、極端な話を言うと未成年でも問題ないらしいですね。そこまで極端にする必要はないと思うんですけれども、次回の農業委員さんの募集には、もうちょっと年齢とか性別の偏りが解消できるように引き続きご努力いただきまして、また、町民の皆さんのご理解が進むように、丁寧な説明をしていただけるように希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

未成年といいますと、また保護者の意見が必要になってくると思うので、これは先ほどのQ&Aにも少し書いてありますが、保護者となると、またそこをどうしていくのかという問題があるので、そこはちょっと私どもは控えたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私もそこまで極端なことをする必要はないと思っておりますので、例えということでご理解いただければと思います。

では、2つ目の質問の教育委員会の保健師の配置について伺います。

教育委員会では、教育長、教育委員会事務局長をはじめとして人事が大きく変わり、今後の教育行政に期待するところでもあります。その中でも教育委員会に保健師が配置されたことにより、不登校の児童・生徒の対応や医療的ケアの必要な児童・生徒への対応など、福祉や医療の視点から併せて対応いただけるのでないか、また、先進的な取組があるのでないかと大きく期待しているのは私だけではございません。

今回の人事での保健師の位置づけと伺いますか、保健師の役割と保健師を配置することになった取組についての説明と、町長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、井上議員からの質問の中にも述べておられたとおりの考え方ですね。やはり国においても地方においても、将来を担う子供たちのことは大変重要だと。

玉城は、国や、あるいはまた全国に先駆けてこのことを取り組んできた、そういうこととはご承知でしょうか。特に先進的な事例として、出産から18歳まで保健師が関わらせていただく玉城版ネウボラ、あるいは保育料におきまして、近隣市町よりも安く設定をして、保育行政をさせていただいております。あるいは学校の冷暖房完備をもう10年も前

から環境が整っておると、そういう町ですわね。

そんな中で、一昨年、こども基本法が、法律ができましたですわね。昨年、こども家庭庁が発足しましたわな。そういったことは、今、議員からも仰せのとおり、福祉は福祉、教育は教育とそういうことではなくて、就学前から、あるいは小学校から中学校、義務教育から18歳まで、一環して子供たちに関わらせていただく。より学校の養護の先生方とも、あるいは学校の先生方とも連携を密にしていくと、こういうことが大事だというふうな考え方の下に、必要な配置をして体制を整えておると、こういう考え方です。以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） そうしますと、教育委員会の職員数としてはプラスマイナスゼロで、今までいた職員の仕事は保健師が担っているということでしょうか。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 教育委員会事務局長 山下。

井上議員おっしゃるとおり、そのようになっております。

現在、保健師1名の配置をされまして、ちなみに担当事務を申し上げますと、学校保健関係、こちらが就学時の健康診断とか、そういうものを担当しております。それから、眼科検診、耳鼻科検診などの学校で行います検診関係、それから歯の健康といいまして、歯とか口の中、口腔ケアなども担当をしております。

その他、特別支援に関わります就学相談、それから度会郡の就学指導委員会などにも参加をしております。

生徒指導関係につきましても、不登校、フリースクール、それから教育支援センターなどの業務に当たっております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） そうすると、今までより先ほど町長言われたようなさらに深く教育行政に保健師の立場で関わっていただくということでしたら、仕事量が増えているかと思うんですね。

その辺の追加も必要でないかなと私は思ってしまうんですけども、今までも保健師に限らず、社会福祉士や保健師など専門の資格がある職員はなかなか応募がなく、採用が困難であるというご答弁をいただいてきました。こんな中で、保健師を教育委員に異動されたわけですので、今までの人数プラス保健師で、さらに深い医療的な側面からの教育に関わっていただくということはできないのでしょうか。

○議長（小林 豊） 井上議員、ちょっと質問の趣旨が分かりにくいので、もうちょっとかみ砕いて言ってください。

○7番（井上 容子） すみません。今までの職員数にプラス保健師という体制にはできないのでしょうか。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 全体的な考え方ですけれども、それぞれ現場でも職員数の増員の要望はありますけれども、町全体の財政とか規模を考えまして、できるだけ不足するところは充足をしていきたいと思っていますけれども、より一人一人が最大の力を発揮していただいて、そしてそれぞれの課題に応じていく。

いろいろな社会の変化はありますけれども、玉城町の調整運営の基本はあくまでも身の丈で、そして限られた予算の中で、職員が力いっぱいその職に当たっていくという考え方でございまして、必要な人材はこれからも必要に応じて充足をしていきたいという考え方で、従前から進めております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、違う側面から。

保健師の減った福祉会の専門職採用と、今後の対応についてはいかがでしょう。

先ほど町長からもご答弁いただきました玉城町自慢のマイ保健師制度も、お子さんの人数が減ったとはいえ、特性のあるお子さん、支援の必要なお子さんは増えており、保健師自身の育休、産休にも対応しないといけない状況で、共生室の保健師が減ったままというのはよいことでないように思います。

来年度の職員募集には保健師や社会福祉士、保育士などの専門職の採用は見当たりませんでした。資格はなくても福祉の分野の専門家を採用するなどの方法は取られるのでしょうか。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 職員のいろいろな出産とか育休、そういうふうなことの現状の増減はあったりいたします。しかし、できるだけ事務量がオーバーにならないように配慮しながら、現場で対応をしておると、こういうことでございます。

専門の資格職員についても順次採用しておりますし、これからも充足できるように努めていきたいと、こういう考え方でございます。

基本は、町の皆さん方のいろいろなご要望や、そしていろいろな多種多様な子供さん、あるいはお年寄りの皆さん方のご要望にきめ細かく対応していくというスタンスで対応しておりますから、特段、今、現場でいろいろな混乱が起こっておるといふようなことはなっていないと思っています。

以上です。これからも充足をしていきたいと思っています。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） これから充足ということでしたけれども、来年度の募集にないということは、今年度中に臨時で採用されるご予約があるということなんでしょうか。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） それはこちらで考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 今回の教育委員会に異動した保健師は、昨年度は障害福祉担当で、その障害福祉の担当は2年連続で1年間で交代ということでした。高齢者や子育て支援に比べて、障害当事者の方への支援年数は非常に長くなります。障害特性によっては、担当者が変わったりする、環境が変わるということに対応できない人も多くいらっしゃいます。こうも短い期間に何度も障害福祉の担当が変わるということは、適切でないと考えます。

こういったことから、障害福祉担当からの異動は残念でなりません。教育委員会にも共生室にもせめて保健師が異動した分の人員を増やしていただき、住民の皆さんに寄り添っていただければと思います。

では、3つ目の教育長の教育行政の思いについて伺います。

3月議会で教育長の所信表明をお伺いする機会が得られませんでしたので、その代わりと言っていいのかどうかは分かりませんが、長年、学校教育の現場におられ、新たに玉城町の教育行政に関わることになられた山村教育長のお考えや思いをお聞かせください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問に対して、まずは教育長としての所信表明を述べさせてもらいたいと思います。

これまでの玉城町の教育を大切にしながら、今後も子供たちや地域の皆さんのために働いていきたいと思っております。

具体的には、学校教育においてはまずは子供たちの安心・安全を第一に考え、いじめをなくすこと、または災害時の避難や通学路の安全点検整備などに取り組んでいきたいと思っております。

また、子供たちが自分の夢を実現する自己実現ができるように、基礎学力の定着を図るとともに、自分を大切にする心や相手を思いやる心を育て、心豊かな子供たちの育成を目指していきたいと思っております。

学校や教室に登校、または入室しづらい子供たちもみえます。そういう子供たちの居場所づくりや関係づくりや、子供たちの悩みや思いを受け止めるような取組も進めていきたいと思っております。

社会教育においては、文化財の保護及び活動に取り組んでいきたいと思っております。玄甲舎をはじめ田丸城跡、町指定の文化財など、歴史的価値のある建造物や地域に残る行事などを後世に残していけるよう努めていきたいと思っております。

また、子供たちや地域の皆さんが利用しやすい図書館の充実も図っていききたいと思っております。

生涯学習においては、誰もがいつでもどこでも楽しく学ぶを基本に、町民の皆さんが

楽しく参加できるスポーツ活動や文化活動を地域の皆さんとともに充実していきたいと思っています。

以上、簡単ですが、所信表明ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 教育行政について、教育長のお考えお聞かせいただきました。

事前に通告書に特に私がお伺いしたいことを学校教育、社会教育に分けて、それぞれ4つずつ書き出させていただきました。その項目も含まれて、ご答弁いただいたかと思っています。前の中西教育長にもお伺いしていることですが、今回、山村教育長に変わられましたので、山村教育長としてのお考えを今から伺いたいと思います。

まず、学校教育について、1つ目に、インクルーシブ教育について伺います。

インクルーシブとは、包括すると訳されます。インクルーシブに反対する言葉はエクスクルーシブ、日本で排除というイメージしていただきやすいと思います。インクルーシブ教育は、今まで障害のあるお子さんとそれ以外のお子さんを別々にしていた教育を、共生社会を進めるためにみんな同じ環境で教育を受けられるようにするものです。

ただ、全てのお子さんをという、現在の玉城町の状態ではなかなか難しい。でも、どれぐらいのレベルなら進めることができるでしょうか。インクルーシブ教育をどのように進めていかれるか、教育長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えします。

初めに、本町の公教育の小学校、中学校の現状は、当然ですがけれども、学校教育は文部科学省、三重県教育委員会の方針の下に教育を行っています。文部科学省によれば、障害のある者と障害のない物が共に学ぶ仕組み、それがいわゆるインクルーシブ教育ということなんですけれども、そのインクルーシブ教育は、合理的配慮の充実を図る上で、環境の整備、いわゆる基礎的環境整備と言われるものですが、それが欠かせないとされています。

また、特別支援教育は、共に生きる共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育の構築のために必要不可欠であります。そのために、教育委員会としては、その基礎的環境整備の充実を図っていききたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） これからは障害があっても働くことが当然の時代となります。そんな中、障害のある方だけを別にしたり、大多数の人の当然に合わせてもらうのではなく、どうやったら一緒に働けるかを学ぶ環境も必要になります。何十年か後を見据えた環境づくりを踏まえて、インクルーシブ教育を進めていただきたいと思います。

では、2つ目です。

教育支援についての考え方について伺います。

特に支援方法や支援対象についてどのように考えておられるか、玉城町の教育支援センターをはじめとした学校外での支援についての考え方も伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えします。

教育支援については、支援内容、方法などというのは、一人一人の児童・生徒によって異なってきます。そのために、学校現場のほうに任せてあるというのが現状です。学校現場では、各担任、そして教育相談の先生や特別支援教育コーディネーターの先生方が中心に協議をしていただいて、支援方法などを協議し、日々支援を行っていただいているというような状況です。

また、町教育支援センター、いわゆる玉城ふれあい教室ですけれども、昨年度に設立しました。月が追うごとに通室の児童・生徒も増えていっているという現状です。

また、このたびの玉城町の中央公民館の改修で環境も大きく変わりましたので、まずはその玉城ふれあい教室の学習、または相談活動の充実を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先日の朝日新聞に、三重県の取組としてフリースクールへ通うための費用支援が取り上げられていました。玉城町のフリースクールも対象として含まれていましたし、現在増えている高校生の不登校にも対応されるそうです。教育支援センターがあるから終わりではなく、さらなる支援の充実を期待いたします。

次に、3つ目です。

I C T活用について、どの程度を考えておられるか伺います。

I C Tとは、情報通信技術と訳されます。インターネットを活用したデジタルサービスと言えば分かりやすいでしょうか。授業だけでなく、出欠や体調をデータ管理するサービスを導入される自治体もございます。I C T支援員さんをどのように生かしていかれるかも含めて、児童・生徒や教員の支援についてどうしていかれるか伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えしたいと思います。

I C T活用というかI C T教育なんですけれども、皆さんもご存じのように、G I G Aスクール構想の1人1台端末、またはコロナ禍の影響によって、飛躍的に伸びました。町教委としては、その活用は現在も進めております。ただ、内容については、各学校の児童・生徒の状況に応じたように、進めてもらうというように現場にお願いをしていま

す。

また、現場のほうも、ICT支援員や情報活用の先生方で集まってもらって、協議もしていつてもらっているというのが現状です。

今後は学校現場の状況に応じて、さらなる学習の充実とともに、教員の業務削減などにもICTが活用できるよう進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ICT支援員さんの活用については、ご答弁いただきましたでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長、山村です。

ICT支援員については、日々というか、週に何回か各学校に回ってもらい、その状況を聞いていつてもらったり、または作業もしてもらっています。

また、各学校の情報教育の先生方に集まってもらったところにも必ず支援員さんも行っていただいて、状況を把握してもらっているという状況です。そのあたりをもっと充実していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、教育の中での活用を主にということよろしいでしょうか。放課後児童クラブさんの出欠の連携とかも、お子さんの安全に関するサービスかと思しますので、そういった教育だけでなく、学校生活への活用も視野に入れていただきたいと思えます。

では、次に、4つ目です。

部活動の地域移行について伺います。

教員の働き方改革の一つで、クラブ活動を学校ではなく地域を主体としたものに変えていくというものでございますね。習い事を学校のクラブ活動を見据えて決めるご家庭もおありですので、今後は気にしておられる小さいお子さんの保護者もいらっしゃる。地域移行はしないならしないでもいいんですけれども、その辺考えておられることがあればお教えてください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えしたいと思います。

昨年度、玉城中学校の部活動の現状把握をする会議を教育委員会と学校、また顧問の先生方で開きました。その中で、地域移行についての話が当然出まして、それにおいて各種目でやはり課題が異なっていて、一律に地域移行を進めることは非常に困難だということを確認させていただきました。

中学校の部活動地域移行について、県内でも進捗状況は様々であります。全ての部活動が地域移行をうまく進めたというところは、今のところ聞いておりません。国のビジョンは示されていますが、地方の市町の各種の部活動がうまく運営できる具体的な方法が示されていないというのが現状です。

また、県は地域移行した種目の例の報告はありますが、部活動は地域や各種目の指導者等によってその活動が様々であります。

現在、周りの市町の状況を見ているという具合であります。長いスパンで生徒たちのニーズや保護者の負担軽減を考えて、また、顧問の先生方の時間外労働時間縮減などにつながるように、今現在、できるところから進めようとしているというのが現状です。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。

では、社会教育についても4つに分けて伺います。

先ほど所信表明でも、社会教育について詳しくご答弁いただきましたけれども、まずは社会教育全体について、先ほどのお話以外で何かございましたら、特に力を入れたい分野があればお教えてください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えします。

所信表明で述べたように、基本的には文化財の保護・活用、図書館、また生涯学習の充実というのを中心に考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、2つ目に移ります。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への関わり方を伺います。

まず、コミュニティ・スクールは、学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組むものです。玉城町では外城田小学校が取り組まれていますね。地域学校協働活動は、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が連携する活動です。

文部科学省では、この2つの一体的な推進をしていくようにとのことですが、教育長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えをします。

今、井上議員がおっしゃっていただいたように、まずはコミュニティ・スクールに関しましては、外城田小学校において学校運営協議会を設立して、推進してもらっているというような状況です。それを今現在、ほかの3つの小学校へも広げていくように進めていっているというような現状です。まずは、できる小学校から進めてもらおうと考え

ています。

先ほど井上議員がおっしゃられたように、地域学校協働活動に関しましては、当然、町教委としては普及啓発というのは行っていきますが、今現在行っている活動を大切にしながら、コミュニティ・スクールとなってどのように連携協働体制を築いていくかということのを学校、地域の中で現状に応じて、これから進めていってもらいたいと考えています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、3つ目のデジタル活用支援について伺います。

利用の少ないデジタル図書の利用の仕方の支援であったり、玉城町史や文化財の写真など、地域資料をデジタル化して調べやすくしたり、災害のときの保存に役立てたり、あとスマートフォンで地域通貨を利用したり、元気バスを予約したりする方法を学んだりを例に挙げさせていただきました。

今後の教育委員会としてのデジタル活用支援についての役割について、教育長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えしたいと思います。

今、井上議員が言われたように、デジタル活用支援についてなんですけれども、まずは今現在のデジタル活用の状況をしっかりと把握していきたいなと思っております。そして、どれほどの需要があるのか、また、どれほどの町民からのニーズがあるのかというのを把握して、実効性と実現可能性を考えて、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） じゃ、全体的に進めていかれるということによろしいでしょうか。では、4つ目に移ります。

障害者の生涯学習推進について伺います。

こちらも文部科学省がこれから推進していくということで、目標に上げられております。この点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長の山村です。

質問にお答えします。

障害者の生涯学習推進についてですが、文部科学省が述べているように、障害のある方々が学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化・スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策などを連動しながら支援していくことが重要だと述べております。

ですので、教育委員会だけではなく、いろんな機関と協働しながら、いろんな場面で推進できるところからやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 学習する権利というのは誰しにもありますし、それこそ障害あるなしに関わらず、共に学ぶ環境はあってしかるべきだと思います。

先ほど教育長もおっしゃいましたように、スポーツに関しても国体、今年から国スポ、国民スポーツ大会と名称変更になりますけれども、去年の報道で、三重県が令和17年に開催する方向で調整を始めると報道がありました。スポーツも生涯学習の一種でございます。スポーツ施設においても、誰でも利用できる環境の整備も視野に入れていただきたいと思います。

玉城町の教育行政に対して、山村教育長の熱い思いをお聞かせいただきました。今後とも教育行政にご尽力いただけますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、井上議員の質問は終わりました。

少し早いんですが、ここで昼食休憩といたしたいと思います。

再開は午後1時からお願いいたします。

(午前11時30分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○副議長（前川さおり） 再開します。

諸事情により午後から議長が欠席のため、副議長にて議事進行をさせていただきますのでご了承願います。

それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

○副議長（前川さおり） 2番 南雅彦議員の質問を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って質問をしていきたいと思っております。まず最初に、自治会活動への支援について。

昨今では、少子高齢化が社会的に大きな問題になっております。私たちの住む玉城町でも例外ではなく、特に若者の地元離れによる自治会活動の低下、特に側溝清掃等、力仕事が必要となる活動については、高齢者が多数を占める自治会では活動が困難になっ

てきております。

それで、高齢者が多数を占める自治会活動の現状について、町としてどのように考えられているか答弁をお願いします。

○副議長（前川さおり） 南雅彦議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 南議員からのご質問の自治会活動への支援について、まず私のほうから答弁を申し上げます。

議員のご心配のとおりでございます。全国の特に地方で少子高齢化を迎えておりまして、いろんな心配な課題があるわけでございます。自治区でそれぞれいろんな取組を、あるいは特に自治区の環境や子供たちを守る取組を熱心に進めていただいておりますけれども、高齢化、あるいはこれからの担い手不足がより深刻化しつつあるという現状もございます。

玉城町それぞれ小さな町でありながら、4つの小学校区、つまり旧村でございました田丸町、外城田村、下外城田村、有田村と、そういうふうなところの小学校区を中心といたしまして、これからも玉城町がずっと持続していける、そういうまちづくりを進めさせていただいております。町のほうでも、まず役場の職員も、自らがそういう地域のつながりをもう一度みんなで大事にして地域を盛り上げていこう、こういう事業を進めておるわけでありまして、特に下外城田地域での少子化の傾向がございますので、下外城田の地域、重点的に取り組んでいきたいという考え方を持たせていただいております。

もともとはご承知のように、おらが地区、おらが村、地域の皆さん方が主体になって地域を守り、地域を住みよくしてきたと、こういうことであります。そんな中での今の少子高齢化の現状があつて、しかし、熱心に取り組んでいただいております。それぞれの自治区の実情に応じて区長さんとも相談をさせていただきながら、いろんな町としての自治区の活動の支援、そういった要望に対してお応えをこれからもさせていただいて、何とかして皆でいい環境を守っていく、これからも続けていくと、これが大事だなと、こんなふうに思っています。

また、それぞれのご質問に対しまして、担当のほうからも答弁をいたさせます。よろしくをお願いします。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま町長から答弁をいただきまして、町長の考えのほうを理解できました。

次に、自治会活動に対し、町としてどのような支援を実施しているのか。また、今後の新たな支援策はあるのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（前川さおり） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

今ほどの自治区に対する支援内容というものでございますけれども、当然、幾つか町のほうでも実施をさせていただいております。

まず、よくご存じなのが、財政支援といたしまして、自治区交付金であったり諸事務取扱手数料の交付というのもございますし、また、補助という形で地域活動助成金、4つの取組の中でそれぞれやっているとプラスでお渡ししますというものもやっておりますし、また、集会所の改修補助、こういったものが補助として財政支援をさせていただいております。

また、特徴的なソフト事業の取組といたしましては、まず私ども地域担当制というのを引いております、各職員が地域の担当になりまして、役場と地域との橋渡しをしようというような取組を進めております。

また、地方創生の交付金の事業の中で、全自治区のカルテなるものを作らせていただきまして、それぞれの自治会については今こういう状態ですよというのを区長さんのアンケートから作らせていただいて、それをそれぞれにお渡しさせてもらって、話合いのきっかけにしておらおうという取組もやっておりますし、また、サポートデスクというのを去年立ち上げまして、自治区さんからのお悩みについてもお受けしようというようなこともしております。

それから、新しく転入された方と自治会をつなぎたいという自治会に関しましては、そのお話も乗らせていただいております、イベントを通じてそういう場を創出しようであったりとか、地域の担い手を育成しないとイケないということで、地域のコミュニティーの人材育成セミナーなんかは昨年度は3回実施させていただきながら、そのあたりの側面支援も充実をさせていただいてきたところでございます。

今年度につきましても、当初予算で集落支援員を採用するという予算もお認めをいただきましたので、今現在、募集中になっておまして、7月1日採用に向けて今準備を進めておるところもございまして、そういった別の方もお雇いして、しっかりとサポートに努めてまいりたいと、こういう考え方でございます。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま担当課長から詳しく説明をいただきまして、理解のほうをさせていただきました。

それで、重複するとは思いますが、ボランティア団体や支援団体を募って自治会活動の支援を推し進めていく考えはあるかということなんですかけれども、これについてももう少し詳しくご答弁いただけるとありがたいと思います。

○副議長（前川さおり） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課長 中川。

自治会に関して、要は担い手不足ですよという南議員のご理解の下、そういう手がた

くさんあるようなことはないんだろうかというふうなお尋ねだと思いますけれども、当然、自治会活動というのはそれぞれの自治会でおやりいただいて、もともとが地縁、土地の縁でつながった団体ということもございます。

当然ボランティアという方でお呼びするという方法もあれば、そういう私どもは目的別につながったコミュニティーという、いろんなグループあると思うんですけれども、そういった活動と自治会の活動がうまくマッチングしないかなということで、そういう地域の意識の高い方々と連携できないかということを含めて、今コミュニティーの育成、つながり育成ということをさせていただいております。

また、先ほど申し上げた集落支援員さんのお雇いの後には、そういう自治会のお困り事であったりとか、新しい方々とつなぐことによって、担い手というのは随分解消に近づくんではないかなと思っておりますので、そういう個々の取組ごとに対応していかんあかんと思っておりますので、一律的なボランティアで対応というよりは、それぞれの個々のケースに合わせて対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） よく分かりました。ボランティアの団体というのは個々にどうか、全体じゃなくて個別に支援をしていく方向で考えているということで、了解をいたしました。

次に、農地施設管理の一環として、多面的機能支払交付金事業を活用した排水溝のど者撤去や周辺の草刈り等、非農家の方も含めた手法があるが、その周知や効果はいかほどなのかというところをちょっと聞かせていただきたいんですが。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

多面的機能支払交付金事業に取り組む地域の非農家さんへの周知、また、効果についてお答えいたします。

まず、多面的機能支払交付金事業の趣旨なんですが、農家の果たす役割というのは多面的にわたっておりまして、食料供給というのをするばかりではなく、水源の涵養、それから自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、様々な働きを持っております。しかし、農家の高齢化や後継者不足などで、農家だけで農地の保全、農道や水路の草刈り等の環境整備をすることがもう大変難しくなっております。

こういうことから、集落単位、つまりその集落にお住まいの農家さんも非農家さんも含めてみんなで環境整備をすることで、農業の果たす役割を維持するというを目的とした事業補助金となっております。

町内での組織数なんですが、農家さんのみえる集落43集落に対して、活動組織のある集落が38集落ございます。組織数は広域で活動する組織があるために、団体数としては21団体の組織があります。

質問にあります非農家さんへの周知なのですが、多面的機能支払交付金事業の活動組織のほとんどがもう集落単位ということですので、集落の中の回覧板や区会などで周知をして活動してもらっております。

次に、その効果なのですが、多面的機能支払交付金事業のほとんどの活動がマンパワーを必要とする事業ですので、非農家さんの事業への参加というのは本当に効果が表れております。

参考までに、どれくらいの非農家さんが様々な事業に参加いただいているのかなということでもちょっと調べてみたんですが、トータルで、農家さんが1年間で、玉城町中で5,873人の参加に対して、4,578人の方が、延べですけれども参加をいただいている現状になっております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま担当課長のほうのよく分かる説明で、納得させていただきました。

それで、私もいろいろ自治会のほうで聞いたりしたんですけども、農業施設のどぶ掃除とか草刈りとかは自治区によって違うらしくて、いろいろ。シルバー人材の組織を利用する。お金を払う。シルバー人材の方も潤うということで、ウィン・ウィンという形を取っている自治区もあれば、75歳以上はしなくていいよということで、その間、農家の方だけじゃなく非農家の方ももう区として出て、出なかつたら罰金制にするとか、そういうふうないろいろ試行錯誤はしてみえるところもあるそうです。

あと、不安に思っている方というのは、やっぱりその組織もつくりしていないという。本当にこのまま玉城町に住めるんやろうかと。今はいいけれども、少ない。そして、年を取っていくと僕らは何もできやんというふうなところもあるので、その辺を心配しての質問ということだったんですけども、いろいろな方法があるということで、少し安心というか、希望が持てるなというところを思いましたので、その辺は納得のほうをさせてもらいました。

次に移りたいと思います。

玉城町における自治会の活動の中で、他市町から転入してきた方ともともと玉城町に居住していた方との協働性をどのように考えているか。町長の所見を伺いたいと思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） まずは、玉城町が来年70年を迎えるんです。そして、厳密に言いますと昭和39年ですから、69年前は人口が1万1,000やったんが今1万5,000、4,000人増えておるんですね。それから、この70年なり4,000人、そして世帯数がやがて4,000世帯増えておると、こういうことなんですね。

いつも思っておりますのは、もう南議員も町の様子、眺めていただいておりますので、

学校周辺、非常に若い人たちに人気がよくて、町は海がないという、内陸であるというふうなことの津波の心配はないと。安心はどこでもしとるわけにいきませんけれども、要するに玉城町を選んでいただいて、玉城に住んできていただいておる方がほとんどやなど。したがって、やっぱり玉城選んでよかったなど、住んでよかったなど、こういう町にしていかないかんとというふうに思っています。

これは企業さんも同じことやと思っっています。大企業さんがおっただきます。中小企業さんもおっただきます。こういう町は珍しいわけでありますから、これはもうもちろんずっと今までの議員さんや町の先人の皆さん方からの努力の結果で今日があるわけでありますけれども、そういう町を、したがって、議員の質問にございますように、新しく入ってこられた皆さん方と仲よく迎え入れて、そしていざのときにはいろんな形での協働作業をしていくと。こういうまちづくりをしていかなあかんと、こんなふうに思っっております。

地域の中では、非常に新しく転入なさってこられた方々もいろんな活動に参加していただいて、盛り上げていただいておる方もございますし、町としてもそういう呼びかけをどんどんしていくと、こんなふうに思っっております。毎年の区長会でも、自治区加入をお願いするパンフレットも配付させていただいておると。そして、先ほども申し上げましたけれども、やはり既存の自治区の皆さん方にも新しい方を迎え入れていただくと、そういうご理解をする働きかけもしていかなあかんと、こんなふうに思っっておるわけでございます。

自治区それぞれにいろんなずっと伝統とか地域の運営の手法も異なる部分がございますけれども、それぞれの周辺のところに新しいおうちが建って、そしてやはり旧来の自治区の皆さん方との隣接のところは極力加入をいただいて、一緒にまちづくりに参加していただく。そして、結局は何かあったら安心して暮らせるなど、こういう町にしていきたいと思っっております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま町長のほうから答弁いただきまして、私が考えていることと一致したと思います。

私も有田小学校のほうで、子供がもう育っているんですけども、15年前ぐらいですかね、PTA会長をする機会があつて、させてもらったときがあるんですけども、その頃はまだ玉城町の学校とかも、もともと住んでいる人が運営していくんやというような考えが強くて、ちょうど入れ替わりのときで、僕らがするとき、僕は転入してきた者なんですけれども、いいものは受け継いで、伝統的なものは受け継いで、新しいものを取り入れていこうというふうな考えで、ちょうどミックスしていい運営ができたなど思っっていますもので、それも一つの協働性というか、協調性といひますか、いい方向に向いたので、町としてもそういうふうな、今、町の人口としても、ちょうどもともと住

まれていた人口と新しく転入されてきた方の人口がほぼ半分ぐらいたと聞いております。

その2者というか、立場の違う者ですけれども、協働というか、協力し合っていくとよりよい町ができるんじゃないかというふうに僕も考えておりますので、その辺は先ほど町長の答弁をいただいたのと同じ考えになるのかなと思います。

次に、重複しますけれども、自治体消滅マップが新聞、SNS等で複数発表されておりますけれども、今後どのような対策を講じていくのか。町長の所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） この報道につきましては、当然の傾向とはいえ、私も大変ショックを受けたわけでございます。ご承知のように、玉城町はこのリストには上がっておりませんが、やはり危機感を持って取り組んでいかなければならんと、こんなふうに思っておるわけでございます。

やはり町が掲げる、先ほどの転入していただいた方が本当によかったなど。そして、安心して暮らせる。そして、元気に暮らしていただける。そういう実現に向けて、全力で取り組んでいくということでございますけれども、具体的にはやはり議員の皆さん方にもお示しをさせていただいておりますような各施策をさらに前進させていくと、こういうことであります。

このことも参考にしたいなと思っておりますのが、先般、石川県の能登の災害での石川県の復興に、馳知事がこれからの復興でどういう石川県をつくっていくのかというふうなところの4項目の中に、1、2番は災害復興、災害復旧、備えと、これはもう当然のことだと思いますけれども、3、4番がやはり地域のつながり、4番が教育だと。こういうことを掲げて、全力で石川県挙げて取り組んでいくんだと、こういうことでございました。

まさに玉城町も、以前からこうした玉城町をつくっていただいた。そして、今、希薄になってきておる。もう一度、新しい方々が増えておる。こういう町での皆さんが仲よくしていくつながり、そういうコミュニティーの再生を力入れていく。さらに、教育、そういうことも大事だというふうに思っておるわけでございまして。

もう一つは、やはり玉城のこのコンパクトな特性の中に企業さんが立地をしていただいておりますから、周辺の若い人たち、一緒になってここへ働いていただけるような、そういう企業さんとの関係、今、幸いに経済情勢の変化の中でもありますけれども、それぞれが設備投資、各所の計画を持っていただいておりますと、大変ありがたいことだなというふうに思っておるわけでございますけれども、若い人たちが残っていただける、そういうために具体的な施策を進めていきたいと、こんなふうに思っています。

子育てや、そして教育、それから防災の備えは当然のことでございますけれども、そして働く場所の確保と、こういうことを、それぞれの掲げております施策を確実に実行、実践していくということでない、なかなか消滅可能性自治体というその報道のとおり、

地方はどんどん厳しい状況になっていくということは、このままでは確実だというふう
に思っておりますので、ぜひこれからの町の政策推進にも一緒のご協力を賜りたいと、
こんなふうに思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま町長の答弁のほうを聞かせていただきまして、言われた
とおり推し進めていっていただきたいなと思います。

次に移ります。

上水道管の耐震化について。

先ほども出ましたけれども、今年1月の能登半島地震で水道施設の重要性、耐震管の
必要性がテレビや新聞、SNS等で取り沙汰され、3月の定例会でも議論があったんで
すけれども、玉城町における水道管の耐震化はどの程度進んでいるのかというのを
ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（前川さおり） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長 山本。

平成30年度に策定いたしました管路耐震化更新計画に基づき、施設更新を実施して
おります。ここで、水道管のことを管路というふうなことで表現させていただきます。

当町におきましては、下水道整備に伴い、集落内の管路については更新及び耐震化が
されております。しかしながら、重要な幹線管路の更新及び耐震化が進んでいないこと
から、先ほどの更新計画に基づきまして、令和2年度から順次更新を図っているところ
でございます。

なお、この更新事業費につきましては、財源は企業債を充てております。

なお、事業収益等を鑑み、各年度で事業費を決定しているところでございます。ご承
認いただきました令和6年度当初予算における事業収益3億円に対しまして、事業費用
3億円というふうな予算を計上しておるんですが、均衡している状況となっております。

なお、企業債の借入れにつきましては返済が伴うため、更新事業費全てを企業債で賄
うということは、将来への負担につながるということになります。

以上となります。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） ちょっと前後しますけれども、耐震化を含めた改良工事について、
今年度当初予算を見る限り、積極性に欠けるように感じるんですけれども、耐震化への
予算と進捗状況のバランスを町長はどう考えられているか、ちょっとご所見いただきた
いなと思います。

○副議長（前川さおり） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長 山本。

基幹管路等、管路を全て直ちに耐震化することは、予算との兼ね合いで困難でありま

す。計画的に耐震化を図り、災害において被害範囲を小さくするというふうな観点から、先ほどの令和6年度の当初予算、事業収益等につきましては、均衡している状態というふうなことです。

以上となります。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、担当課長のほうからご説明あったんですけども、実際、耐震化の水道管のパーセントと申しますか、どれぐらい終わっているのかというか、進捗状況、その辺はもう少し詳しく、何%ぐらいかなというのは教えていただけないでしょうか。

○副議長（前川さおり） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長 山本。

先ほどの耐震化率という指標で申し上げさせていただきますと、令和4年度末は総延長に対しまして管路、耐震管である率は63.7%でございます。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 次に、水道管、特に基幹管路を新設、更新する際は、耐震継ぎ手の採用が大前提と考えますけれども、耐震化計画の進捗状況はどうか。また、一般に耐震管はどの程度の地震に耐えられるかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○副議長（前川さおり） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長 山本。

先ほどの耐震化状況ですけれども、基幹管路以外含めまして63.7%という状況ではあるんですけども、どの程度の地震に耐えられるかというご質問に関しまして、水道施設の耐震性の基準が施設の重要度に応じて求められております。

耐震性の基準としましては、レベル1地震動、地震の動きと、レベル2地震動の区分けがあります。定義なんですけれども、レベル1地震動は、施設の供用開始期間中に発生する可能性が高いもの、レベル2地震動では、過去から将来にわたって最大規模の強さを有するものとして定められております。そのレベルは施設の重要度により異なり、基幹管路はレベル2地震動に耐え得るもので、それ以外の施設はレベル1地震動に分類をしております。

具体的に管路の耐震化を図る上で、施設の機能保持をするため、管路網のルート化を推進しております。また、管路につきまして破損した場合、それを復旧するに当たっては、仕切弁バルブを設置し、即座な復旧の対応に心がけております。

なお、個々に損傷があっても早期復旧が可能であることを念頭に、整備を進めていく所存です。

また、どの程度の地震に耐えられるかというところで、地震における地盤沈下や地割れで生じる被害を最小限にとどめるため、管路の重要度に応じて管材を選択してござい

す。そのため、基幹管路については、離脱防止機能がついた鋳鉄管などを使用しております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 担当課長のほうから詳しく説明のほうをしていただきました。

あと、管を耐震管に全部換えるまでの年数というか、耐化年数もあると思うんですけども、管が大体40年ぐらいの設定だと思うんですけども、その辺はどれぐらいで工事が終わると。全部、玉城町が耐震管になるかなという予想というか、そういうのは計画はあるんでしょうか。

○副議長（前川さおり） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長 山本。

耐震化計画につきましては、こちら目標年度が30年間というふうに設定しております。

ただ、全ての管路を耐震化更新するというふうなことで、なかなか現実的に無理なところもございます。要は老朽化というふうな、耐用年数がどうしても過ぎてしまう。常に追っかけていく状況にどうしてもなっていくしますので、まず先ほど南議員がおっしゃられました基幹管路、こちらのほうの更新を進めていきたいと思っています。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 調べたり業者の方とかに聞くと、管のほうも耐化年数が40年から、今やともう60年になるやつもあるというふうな感じですので、最初にやり始めた工事が終わる頃には耐化年数を過ぎとるというふうなことで、ぐるぐる回ってしまうとか、いつまでも終わらないという形になっちゃいますので、耐化年数も延びるということもあると思いますので、引き続き継続して耐震化のほうを進めていただければと思います。

次の質問に移ります。

ICカードの推進について。

今年の4月に田丸駅交流施設が完成したことから、玉城町への観光誘客のチャンスと捉えております。

そこで、首都圏での利用率が98%となる交通系ICカードの導入を近隣市町、ひいては南部地域における協議会等を通じて、JR東海などに要請していく考えはないのかということで、町長の答弁というか、お伺いしたいなと思います。担当の方でも結構でございます。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 具体的にまちづくり担当課で所管をしておりますけれども、今回のこの4月の交流施設竣工につきましても、ずっと長くJR東海と協議をしまいたし、周辺の自治体と参宮線部会という組織がございまして、それぞれの市町の課題につきましても、部会のほうからJR東海との協議というふうなものを進めておるわけ

でございます。

昨今の都会に行きますと、当然のことながらＩＣカードを利用した乗降というふうなことになるわけでございますけれども、なかなか現実、利用者等の少なさというふうなこともあるわけでございますから、ＪＲ東海さんにおいてどう判断をされるかというふうなことだと思います。

具体的な内容、それぞれ補足をさせますので、どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（前川さおり） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） まちづくり推進課 中川。

今ほど町長の答弁ありましたとおり、私ども県でいきますと三重県鉄道網期成同盟会というのに所属をしております、その傘下に各それぞれの部会というのがあって、私どもは参宮線部会というところに属しているというところであります。毎年こちらの要望というのをさせていただいております、その中にもＩＣカードというのを例年入れてございます。

ただ、詳しい協議内容というのは非公開ということになっておりますけれども、内容としましては、コストとか、利用者に応じて順次拡大していければなということでお返事はいただいておりますので、私どもとしても、当然インバウンドなんか入りますとＩＣカードで通ってくるというのが一般的かと思っておりますので、それについては引き続き要望をさせていただいております。

加えまして、いわゆる快速名でいきますと、主要駅、快速の止まる場所というんですかね、津、松阪、伊勢辺りのところもあって、ここから少し私の想像といいますか、私見も入るんですけれども、ちょうど津から下のところ、南部については、近鉄さんとの共用が実はありまして、今、近鉄さんはＩＣカードでぴっと行けるということなんですけれども、それで通ってＪＲへ乗って津で降りると、ＪＲに乗ったのか近鉄に乗ったのか分からないというような状況もあって、それに対する設備コストもかかってくるんじゃないかというようなのが、ちょっと担当者レベルで分析といいますか見解もありまして、その辺の問題も解消していただきつつ、私ども田丸駅はＪＲだけですので、当然、田丸駅だけ置かれるということはまず考えにくいことでございますので、沿線自治体と協力をして引き続き要望に当たっていくという、こういう考え方で対応しておりますのでございます。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○２番（南 雅彦） 担当課長の説明よく分かりました。

次に、現状は三重県ではＪＲ東海関西本線の亀山名古屋間までしかＩＣカードの対応がしていないということなので、北海道でしたらＫｉｔａｋａ、東日本でＳｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯとか、ＪＲ東海やとＴＯＩＣＡ、関西やとＩＣＯＣＡとかそういうがあるので、やはりそういうのをぜひとも働きかけて、活性化のほうを推し進めてほしいなど

思います。

ちょっと用事というか、仕事でミキモト真珠島のほうに行ったことがあるんですけども、1週間ほど。そのときに、やっぱり御木本幸吉さんというのは世界的にも有名で、来るお客さんの9割が白人なんですね、今。

インバウンドというか、円安もあると思うんですけども、昔、ちょっと四、五年前は、中国人の方が爆買いということではほとんど9割を占めておったんですという話だったんですけども、今はちょっと時代も変わって、白人の方が多いいということ、玉城町としては小林政太郎さんと、あと村山龍平翁、そこと御木本幸吉さんが一緒に飲んだ茶碗とかそういうのがあるということで、あとの2人が玉城町に住んでいるのにお客が来ないというのはもったいないということで、そこをもって引き出して、もっと玉城町に集客というのをしてもらいたいかなと思います。

次に移ります。

玉城町のキャラクターグッズ販売について。

近隣市町のイベントや会合、会議等ではいろいろな人々に会う機会がありますが、その出身地の公式キャラクターのピンバッジやハンドタオルを身につけて、自然に市町のアピールをしている市町の方が多く見受けられると思います。

例えば隣の南伊勢町ではたいみーですか、何か鯛の養殖を宣伝するのと、あとミカンですかね。その2つを足して、何かお父さんが鯛でお母さんがミカンで、足してたいみーみたいな、そんな感じでかわいいグッズとかが議員さんがバッジにつけていたりするんで、それを交換したりしているのを見かけて、自然と自分の町のPRとかに役立っているんじゃないかなというところを見かけるんですけども、玉城町としては何かそういう計画はあるのかというところをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○副議長（前川さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

玉城町の公式キャラクターグッズなどを今後作成する計画はあるかという質問でございます。

現在、玉城町にはたままるくん、玉夢（たむむ）君、城之介君という3体のご当地キャラクターがいて、缶バッジやエコバッグ、あとそういうキャラクターを作って、イベントで玉城町のPRの配布はさせてもらっております。

しばらくコロナの影響等でイベントがなかったということもありまして、これらの在庫がまだ少しありますもので、この在庫の状況とイベントへの出展状況も踏まえながら、次回そういうキャラクターグッズを作成するときには、ピンバッジなども視野に入れながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほど城之介とかそういうお話あったんで、ちょっとかぶるかも

しれないんですけれども、町職員や議員、商工会、観光協会の方には着用することによって町の宣伝となり、また、町民に親しんでいただけるグッズ、先ほど出たたままるくん、玉夢（たむむ）君、城之介のピンバッジ等の販売は考えているかということで、先ほど答弁いただいたんですけれども、何か最近では観光協会のほうで信雄推しというのを聞いたんですけれども、その辺の例えば城之介と引っつけて何か作るとか、新しいキャラクターとかを生んで販売するというような計画はないんでしょうかね。

○副議長（前川さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

今後の販売についてなんですけれども、議員仰せのように、私どものほうも市職員の方がここに付いたりとか、首からぶら下げる名札とかに缶バッジとかをたくさんつけるのを私も見ます。

こうすることで、町のPRになつとるといのは私も認識していますので、販売の件につきましては、玉城町役場ですというわけではなく、先ほども作成しますと言いましたけれども、少しおっしゃってもらった観光協会と一緒に相談しながら、今後は先ほど言ってもらった駅の効果もありますもので、ああいうところで販売するというについては、今後一緒に検討していきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、担当課長のほうから、観光協会のほうでの販売という形で考えてくれているということですので、やはり玉城町に来ていただいて、何かお土産という形で、玉城町をアピールできるようなものがあまりないような気がするんで、お城最中ぐらいかなという感じですので、何か玉城町を宣伝するものを力入れていただいて、観光協会と連携取っていただいて、何か玉城町のシンボルというか、ここ行ってきたよみたいな、そういうふうなものをぜひとも作っていただいて、町のPRに役立てていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（前川さおり） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

これで本日予定していた日程は全て終了いたしました。

暫時休憩します。

（午後1時45分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

お諮りします。

来る6月13日は一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もございませんでしたので、6月13日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(前川さおり) 異議なしと認め、6月13日は休会といたします。
暫時休憩します。

(午後1時46分 休憩)

(午後1時48分 再開)

○副議長(前川さおり) 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第44号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを教育民生常任委員会へ、議案第46号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第2号)及び議案第47号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の各議案を予算決算常任委員会へ、議案付託表のとおりそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(発言する者あり)

○副議長(前川さおり) 失礼いたしました。

令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございました。失礼いたしました。

の各議案を予算決算常任委員会へ議案付託表のとおりそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(前川さおり) 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

お諮りします。

議案精査のため、明日6月13日から6月18日まで休会といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(前川さおり) 異議なしと認め、明日6月13日から6月18日まで休会とすることに決定いたしました。

来る6月19日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後1時50分 散会)